

農業委員会法第7条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和8年度 練馬区農業委員会活動指針

令和8年3月11日

練馬区農業委員会

練馬区農業委員会は、農業委員会等に関する法律第1条に定める目的を達成するため、同法第6条に規定された所掌事務を適正に遂行し、都市農業が直面する課題に真摯に取り組むための指針として、令和8年度の農業委員会活動指針を次のとおり定める。

1 基本方針

都市における農業は、身近な消費者である地域住民に安全・安心で新鮮な農産物を提供するだけでなく、農業経営の基盤である農地を通じて、良好な都市環境の保全や貴重な防災空間を形成し、さらには地域住民が農にふれあいながら憩いと自然から学ぶ教育の場となるなど多面的な役割を担っている。一方で、相続等による農地の減少をはじめ、農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業経営の継続における様々な課題にも直面している。

近年、生産緑地法の改正による特定生産緑地制度の創設、生産緑地の貸借を制度化した都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行、農作物栽培高度化施設の設置に係る農地法の改正など、様々な法整備がなされている。これらの制度改正について、農業者に対するより一層的確な情報提供が求められるとともに、制度を活用した農地保全および農業振興に取り組むことが求められている。特に、生産緑地の貸借は農地保全や担い手不足の解消に効果的であり、一層の拡充が望まれるが、農業者の中には農地を貸すことに対する不安を持つ方も多く、引き続き農地所有者への確な周知活動が求められている。また、農地の借り手となる担い手の確保を強化するためには、新たな担い手の参入を促すことが重要であり、区内への就農を希望する農業者等との貸借のマッチングを進めていく必要がある。そこで、練馬区やJA東京あおば等と連携し諸活動を推進するとともに、第67回東京都農業委員会・農業者大会における「農業委員会活動の積極的推進に関する決議」を踏まえつつ、農業委員会活動を積極的かつ効果的に展開していく。

2 重点活動内容

(1) 特定生産緑地申請の推奨と指定後の保全活動の推進

平成10年以降に指定を受けた生産緑地について、特定生産緑地の指定手続きを順次開始していくことから、引き続き地域農業者に対して制度を周知するとともに、相談等の活動を積極的に推進していく。

(2) 農地パトロールを通じた生産緑地の適正管理

都市農業の基盤となる生産緑地地区の更なる適正管理を図るため、今年度も「農地パトロール」を実施し、農地等としての良好な保全および適切な利用の確保に取り組む。

(3) 生産緑地の貸借制度を活用した農地保全の推進等

生産緑地貸借制度の一層の周知を図り、区内農業者の理解を醸成することで、営農の継続に課題を抱える農業者と、経営規模を拡大したい農業者のマッチングを勧奨し、農地保全と農業振興の推進に取り組む。

(4) 認定新規就農者制度の活用促進

練馬区が令和7年度に創設した「認定新規就農者制度」について、農業者等への周知を行うとともに、制度の活用促進に取り組む。

(5) 農業者全戸訪問を通じた営農支援

練馬区が実施する農業者全戸訪問と連携して、営農を支援するために必要となる情報を収集し、個々の農業者の状況に応じた営農支援に努める。

(6) 法制度内容等の情報収集および地域農業者への情報発信

上記(1)から(5)の活動を推進していく上では、法制度内容等の情報収集および地域農業者への情報発信が欠かせないため、以下のとおり取り組む。

ア 日常の相談活動等を通して地域農業者の声を集めるとともに、多様な手段を通じて必要な情報の的確な提供に取り組む。

イ 「農業委員会だより」を発行するとともに、練馬区の区域内の農業振興および農地保全に資する広報活動を実施するため、令和2年度から広報部会を設置した。部会を通じて農業者である農業委員の視点を取り入れることで農業委員会だよりの内容をより充実させ、練馬区の農業に関する広報誌としてわかりやすい紙面づくりに取り組む。

ウ 練馬区ホームページを活用し、農業者にとって必要・重要な情報を速やかに提供する。

(7) 遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法

上記(1)から(6)の活動を通して、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組む。遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和7年3月)	166.34 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (令和10年3月)	166.34 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和17年3月)	166.34 ha	0 ha	0 %

3 その他の活動

(1) 担い手の育成と農業経営支援活動

- ア 農業経営改善に取り組む意欲のある農業者の育成に繋がる「認定農業者制度・都市型認定農業者制度・認定新規就農者制度」の取組に協力する。あわせて、認定農業者や若手農業者等を中心に農業者年金のメリットを周知し、年金の加入推進に取り組む。
- イ 創意工夫と地道な努力によって企業的経営を確立している農業者等の顕彰に積極的に取組、地域農業の発展に寄与する。
- ウ 練馬区の農の学校の取組に協力し、都市農業を支える区民の裾野を広げる。

(2) 農業と地域の架け橋活動

練馬区が行う農業振興事業に対する積極的な協力・支援や都市農地の保全に向けた様々な活動を通じて、農業と地域を結ぶ架け橋を目指す。また、農業者の意見を代表する機関として、多面的な役割を担う都市農地の保全の重要性と都市農業に対する理解を求めるための情報発信に努める。

(3) 都市農地を保全するための活動

都市農業振興基本計画に沿った国、都および練馬区の施策の推進に協力していく。あわせて、都市農地の保全に向けた都市農地保全推進自治体協議会等の活動に引き続き協力していく。